

日本

内務省圖書第一二號

大正十五年七月一日

内務大臣及文書課長



通牒

帝國議會之提出スル法律草案ニ付取扱要領
左記ノ通牒決定ニ付成案旨ノ被内閣書記
官長ヨリ 貴省ニ送付通牒ナリキ

記

一 法律草案ノ正式閣議提出

通牒書議會之提出スル法律草案ニ付成案旨ノ被
内閣書記官長ヨリ 貴省ニ送付通牒ナリキ

三五

二 法律案ノ下審査

(1) 各省之於法律案未リ帝國議會ニ提出スル
コトニ有テ議一ヲ成立スルニ豫算并ニ其ノ他ノ関
係上法律案未ニ付テ取次ニ定ムル 然レ迄ニ正式
ニ閣議案ヲ為シ雖キトモハ該法律案
ヲ該公式ニ法律局ニ差出し同局ニ於テ下審
査ヲ行フコト

(2) 下審査ヲ求ムル場合ニ於テハ九月末
日迄ニ其ノ案ニ付テ法律局ニ回付スルコト

(3) 下審査ヲ求ムル法律案ニシテ他官廳ト関
係アルモノニ付ニハ其ノ之ヲ求ムル時必ハ主務官
ヨリ關係官廳ニ協議ヲ為シ其用該關係官

廳ニ於テ其費用研究ノ機会ヲ有シタル後先
コトヲ要スルモ已ムルハ其ノ場合ニハ主務官ト
關係官廳トノ意見合一スルヲ待タズシテ
可ナルコト

(4) 他官廳ト關係アル法律案ノ下審査ノ場合
ニ於テ法律局ハ其費用ノ猶豫取リ以テ
漏レナク關係官廳ノ意見ヲ徴スルコト

三 特ニ條文ノ多數ナルモノニ付テノ例外

法律案ニシテ條文浩漭ノモノニ在リテハ自ら
審査スルニ多ク數ノ日子ヲ要スルヲ以テテ三項ニ拘
ラス成ルヘク九月末日迄ニ正式閣議案ヲ送テ下
審査ノ請求ヲ為シ關係官廳トノ協議ヲ

之ニ準ルニ成ルルハク速ニ之ヲ以テコト

甲乙ノ種別

決判 6月 22日 文書課長 施行 6月 15日

起案 大正十五年 六月 九日 局受 月 第 日 號 日 局送 月 日

事務省警察第四六號

大 佐 後 閣

警保局長 長 村

事務課長 廣 橋

次官 川崎

唐 来

政務次官 俵

参典官 鈴 屋

秘書官 末 木

地方官々制(警視廳官制、北海道廳官制)改正、結果
 警察分署設置、制度廢止、實施ニ関スル件、廳府
 縣長官宛依命通牒案

送	受	及	號	局	議	合
第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號
送	送	送	送	送	送	送
月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日

年 月 日

内務次官

案 官